事例研究

テーマ1

◎ 業者選定の進め方ついて

○「電子調達システム」の出力帳票等の事例により、希望制指名競争入札に おける業者選定について具体的な手続を確認します。

テーマ2

◎ 電子入札について

○電子入札における事務手続きと留意点について、単価契約の事例により 確認します。

テーマ3

◎ 過去の監査の指摘事例等について

○最近の監査指摘事項のうち、契約事務に関連する代表的なものを反面教師 として、適切な事務処理を確認します。



指名業者選定委員会事務

- 競争入札参加資格審査について(物品買入れ等)
 - ・ 資格審査の意義
 - ・ 資格の有効期間
 - ・ 等級順位(営業種目ごと)
- 指名基準(物品買入れ等)
 - ・ 指名の判断事項
 - ・ 指名の方法
 - 優先指名
- ・ 指名の制限
 - · 指名業者数

○ 業者選定の事例

【案件の概要】

営業種目:市場·補償鑑定関係調査業務

取扱品目:社会調査・経営コンサルティング

予定価格:1,400,000円(税込)程度

発注等級:「C」

受付等級: 「B | ・「C |

希望業者:17者(B:2者、C:15者)

【選定例】

- ① 直近落札業者を1者(1)除外する。
- ② 当該品目売上高が予定価格未満の業者を2者(16,17)除外する。
- ③ 自己資本状況がマイナスの業者を2者(6,15)除外する。
- ④ その余の業者を選定する。

ここで、(2)はBランクの業者だが、指名基準第4第2項により指名は可能。

※参考(他の業者選定の例)

- 指名回数が多い業者を除外。
- 過去に指名停止措置があった業者を除外。
- (品目指定をしない場合) 当該種目売上高が予定価格未満の業者を除外。
- 過去の履行成績が良好だった業者を優先指名。 等

※業者数が5者に満たない場合は任意選定を行う(東京都物品買入れ等指名基準 第7指名業者数)。

මමම

②社会調査・経営コンサルティング②②

① 市場・経済調査①①①

品品品

作名

契約番号

営業種目① 125 市場・補償艦定関係調査業務 営業種目② 営業種目③

委員会開催日 平成27年 7月21日

希望選定資料

	_	1,4.		ا بد		7 67	70	5 6	ा ठ	-	0		_	0	0	00		00	0	0 -	_	70		10	
3)	田		九回					د د د	<u> </u>	7 6	L		4		_			0 1	7						
% 	全種		<u> </u>			•							4		_								~	0	~
	Щ		回記	-			L	, v	<u> </u>	4 0	<u> </u>		↲	_	0	1 0		0	2	0	г			l°	~
2	旦	按:	州回 :	数	- c	7 7	0	<u></u>	0	<u> </u>	0			0	0	0		0	0	0	-	0	-	0	0
	当該種	鈽	名回	敎	2	8	- 1	5 4	2	2	0			-	1	0	က	0	2	0	1	-	7	0	2
\	៕	华	四阳	数	ر ت	12	2	ם ע	~ ~	4 6	0		7	÷	0	- 0	12	0 -	2	0	-	 (7	-	7
	닏				_	- •			╁┈┈		╁		\dashv											+	
		# #	4		*]						····			•			-							
	営業種目②(AND条件時)	品目売上剤 (千円)	⊕				·			,							•								
7月30日	営業種		格付																						
平成27年	業種目)	過去3年間 実績 (千円)	都関係	他官公庁	9, 200	5, 701	2, 205	TAT T1	6, 237	6.846	0		3, 214, 850	1,008	4, 966	286'9	1,417	970	2, 115	1, 034	855	3,089	100	989	0
開札日開	0R条件:表記営業種目)	売上実績 (千円)	都関係	他官公庁	72, 630	163, 328	6, 657	56 199	10, 660	79, 105	0		51,024	0	. 51, 757	12, 040	2, 342	1, 758	15, 043	622	10, 521	0		0	0
	(AND条件:営業種目①、	品目先上商 (千田)		品 品 品 品 品 品	131, 954	114, 242	55, 035	3,675	2, 600	33, 153	17,059	13, 239		8, 248	050,030	5,906	10, 021	5,719		8, 976	T6/	4, 095	0	0	6, 545
	ANDS	雷		%	og G	3	;	<u></u>	1	72/	Ι-	∞	1	- 8		8	-	82		30	3		2		
						2	-				 	2	┪			l l						H	<u>-</u>		
	営業種目	光存集日	1000年11日 第一元 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11	뙤	205 050	080	,	120,079		90, 865		63, 352		51, 757		28, 225	•	22, 348	•	11 588	=		7, 859		6, 545
•	(4) (4) (4)		(田子)	44		51, 423		181, 660	(知米)	14, 410		490, 142		OFT CL	13,170	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(2) day	59 630	, , , ,		3, 228		3, 320	-	902
	+ 10000	全石が任場事業を	高	関係会社	歌谷区		千代田区		大阪府		福岡県			烟		资谷区		海区	л···	郑冈		千葉県		资谷区	
	1 2	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		тял																					
	1	4	N TO THE POPULATION OF THE POP	次資格甲醇			B		5	å	3			3		Š		3		C		C		3	
	\vdash	누	ф		\rightarrow	\leftarrow	 (<u>9</u>	(-		₹	+	(n))			(-)	(~	•	(<u>-</u>	+	<u>=)</u>
							—`				<u> </u>					<u> </u>	• •	<u> </u>			_	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

<u></u>

②社会調査・経営コンサルティング ② ②

① 市場・経済調査①①①

温温温

営業種目① 125 市場・補償艦定関係調査業務 営業種目② 営業種目③

契約番号

委員会開催日

希望選定資料

		lots-	2回教	00	000	0	0 2 -	000	0 - 0	000		F	
ふ し く	題目		6回教 		0 T P	-	0 8 4	2 2	9	-0-			
?	全種		湖回教		∞	-	12 5	9	L 4 E	2			
~	П		小回教	00	000	0	0 2 0	000	0 - 0	0			
	種目	_	6回教		2 - 0	-	0 7 8	4 4 2	2 6 4			ļ	<u></u>
	当該種				∞	<u> </u>	2 8	3 .	ა 4 ro	7		} -	
2		∦ ≠₽	回教		13		11 13	10	7 13				
		直兹	(3ヶ月)										
	\vdash				 							}	
_	営業種目②(AND条件時)	品目売上高 (千円)	○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		,				·				,
	業種		ŧ					_					
	袔		梅										
	Н			9 0	0 0	0 0		75 O	0 6	0 0			
	業種目)	過去3年間 実績 (千円)	都関係 他官公庁	996			1, 910	745	0 1,449				
	記述			920	0 0	0 0	69	0 0	980	0 0			
開札日	、0R条件:表記営業種目)	売上実績 (千円)	都関係 他官公庁	6			1, 769						
	Θ̈́			92	80	8	69 69	08	کرچ	200			<u> </u>
	(AND条件: 営業種目①	品自売上高 (千円)	000 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	2, 776 519	1,400	4, 200	1, 649 1, 768	1, 800					
	AND3	単業	*8%	6	+	6	=	4	4	9	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	1 1		·	.82	9	9		9	9	LS.	l .	-	
	営業種目	当該種目	光 光 第 (十円)	5, 353	4, 400	4, 200	3, 868	1, 800	1, 380	745			
	And the City	本后所任地(代理人所任地) 接置終了日,自己答本決況	(年年)	1, 642	30, 046	4, 342	10, 395	F10, 69	11, 504	723			
	3	5 T	- T			1				ŀ			
	100	本店所任地 排體終了日	関係会社	千代田区	新宿区	渋谷区	中野区	足立区	搬 区	粉区			
	* 1	X 可 必 多 多	ר						1 *				
	0	重 中 二 大	₽		**								
	1	帝 中 中 中 市	次資格申請										
		梅	吹	(E)	[2]	(2)	(=)	X	X	X			7,
								<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>

東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

第1 目的

この基準は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第28条本文の規定に基づき、物品の買入れその他の契約(工事の請負及び設計・測量・地質調査の委託並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。)に係る指名競争入札に参加させようとする者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者等 知事及び契約担当者をいう。
- (2) 競争入札参加有資格者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第 2項の規定により、知事が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資 格を有する者をいう。
- (3) 等級 当該年度の競争入札参加者の資格に関する公示に規定するものをいう。
- (4) 組合 当該年度の競争入札参加者の資格に関する公示に規定するものをいう。
- (5) 発注契約 発注しようとする契約をいう。
- (6) 当該等級 発注契約の営業種目及び予定価格に対応する等級をいう。

第3 指名の判断事項

契約担当者等は、競争入札参加有資格者につき、次の(1)から(7)までを調査の上、第4により指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名及び受注の状況
- (3) 官公庁における契約実績
- (4) 過去の履行成績
- (5) 発注契約における地理的条件(営業所の所在地等)
- (6) 発注契約の内容に適した専業性及び技術的適性
- (7) その他発注契約に対する履行能力

第4 指名の方法

- 1 契約担当者等は、発注契約の指名に当たっては、当該等級に属する者のうちから指名する。
- 2 1にかかわらず、当該等級に属する者が少ない場合や発注契約の予定価格が当該等級に対応する区分の上限又は下限に近い場合等、特に必要がある場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えない範囲内において、当該等級の直近上位の等級に属する者及び直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

- 3 1及び2にかかわらず、次に掲げる場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えて当該等級の上位の等級に属する者及び直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。ただし、(1)及び(2)に掲げる場合は、直近下位の等級に属する者を指名することができない。
 - (1) 発注契約の性質又は目的により、その履行について高度の技術若しくは設備を必要とするとき又は相当広範囲にわたる配送機関を必要とするとき。
 - (2) 急を要するため、十分な履行期間がとれないとき。
 - (3) 当該等級に属する者がないとき又は指名しようとする者の総数の2分の1に満たないとき。
 - (4) 入札に参加を希望する者を指名するとき。
- 4 1から3までにかかわらず、次に掲げる場合は、当該等級の下位の等級に属する者のうちから指名することができる。
 - (1) 過去1年間において東京都を相手方とする発注契約と同種かつ同程度の規模の契約を良好な成績で履行し、発注契約に対する履行能力が十分にあると認められるとき。
 - (2) 発注契約の性質又は目的により、履行可能な者が当該等級の下位の等級に属していることが明らかで、かつ、特に必要があると認めたとき。

第5 優先指名

第4により指名する場合、次に掲げる者は、他の者に優先して指名することができる。

- (1) 東京都が障害者多数雇用企業者と認めた者
- (2) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条に規定する中小企業者に該当する者

第6 指名の制限

契約担当者等は、次の(1)から(10)に該当する者を指名することができない。

- (1) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号財務局長決定)に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
- (2) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号財務局長決定)第5条第1項の規定による排除措置期間中である者
- (3) 経営状況が著しく不健全である者
- (4) 発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていな い者
- (5) 発注契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術又は設備を有しない者
- (6) 発注契約と同種の契約を東京都を相手方として締結している者で、その履行が完了していないために、当該発注契約が不履行となるおそれがあると認められる者
- (7) 同一の発注契約において、組合を指名した場合の当該組合の組合員
- (8) 百貨店(契約の性質又は目的により百貨店でなければ取り扱えないような物品を購入する時は除く。)
- (9) 事前に公表する条件を満たさない者
- (10) (1) から(9) までのほか、第3の(1) から(7) までを調査した結果、指名することが不適当

と認められる者

第7 指名業者数

契約担当者等は、この基準による指名が可能な者を5者以上指名するものとする。 ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 契約の性質又は目的により指名すべき者が5者に満たないとき又は予定価格等から5者以上指名する必要がないと認めたとき。
- (2) 島しょにおいて行われる契約であるとき。

附 則

この基準は、平成8年1月1日から施行する。

附則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年11月15日から施行する。

附即

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年10月30日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に行われる契約の申込みの誘引による契約について適用する。ただし、施行日前において行われた契約の申込みの誘引による契約のうち施行日以後に事務規則第29条第1項の規定により競争入札参加者の指名を行うものについては、なお従前の例による。

- 〇電子調達システムを使用した電子入札に係る契約事務の留意点
- ~希望制指名競争入札でのある架空事例を元に~
- 1 電子調達システムへの登録時の留意点

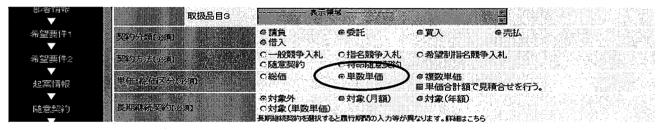
【事例-1】

平成X年〇月1日、産業労働局Aセンター(二級事務所)管理課経理担当の契約担当者である あなたは、同センター事業課より契約目途額324万円(推定総金額)の労働者派遣契約(単価 契約)(以下、「本件」という。)の契約締結請求を受けた。そこで、あなたは電子入札による希 望制指名競争入札を実施することとした。

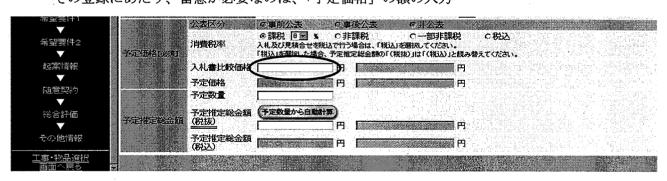
積算詳細:予定単価2000円×予定派遣時間1500時間×派遣労働者1名×1.08

(1)単価契約の登録

単数単価契約であっても複数単価契約であっても、電子入札の利用が可能である。



その登録にあたり、留意が必要なのは、「予定価格」の額の入力



単価契約の場合、「予定価格」に入力すべき値は「単価」

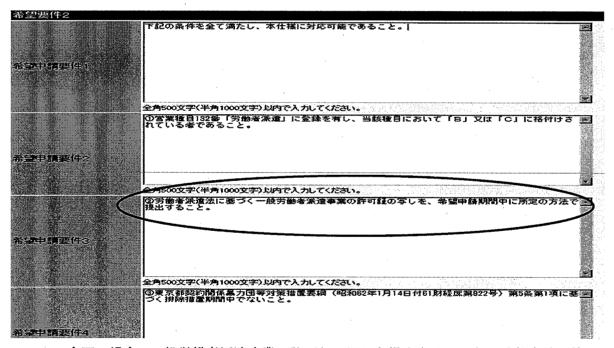


※予定数量を入力し、自動計算ボタンを押すと予定推定総金額が自動計算される。

(2) 希望申請条件の設定

労働者派遣契約の場合、受託者が労働者派遣法上の許可等を有することが必要となる。 そこで、本件では入札参加者を労働者派遣法上の許可等を有する者に限定するため、「一般労働者派遣事業の許可を有する者であること」を希望申請要件として設けることとする。

▽希望申請要件の記載例としては



今回の場合、一般労働者派遣事業の許可証の写しを提出させることで希望申請要件を充足しているか確認することとした。(希望申請時に写しを電子データで添付させる)

(3) 予定価格調書等の出力

平成27年度4月1日以降、電子調達システムへの必要項目入力後に出力される登録時起案には、予定価格及び最低制限価格等は記載されなくなった。登録時起案文書作成の際、別紙として出力される「予定価格調書等」で入力された価格を確認する必要がある。また、この時に出力される予定価格調書等は、関係規程に則り適正に管理しなければならない。

下定価格調書 文書番号 27COO第OOO号 決定日 契約番号 契約番号 27-XXXXX (件名) 労働者派遣契約(単価契約) 開札日 平成XX年XX月XX日 予定価格 単価 2,160 円 入札書比較価格 2,000 円

※起案文書の決定後、電子調達システムで決裁完了入力を行うと、予定価格及び最低制限価格等は 非表示となる。<u>決裁完了入力後は、「予定価格調書等」の</u>出力ができないため、注意すること。

2 実施時起案~指名通知発行時の留意点

(1)発注図書の登録(ミスが多い)

指名通知書を発行する際に忘れがちなのが、発注図書の添付である。もし発注図書の添付を忘れ、指名通知書を発行してしまった場合、システム上で発注図書を送付することができないので、FAX等にて指名業者の手に発注図書が渡るようにする必要がある。

※ 発注図書の再添付等の処理

入札書、辞退届又は任意指名参加確認書の提出を1者もしていない場合、処理をすることが可能です。発注図書の再添付又は差替えは、一旦、案件を「中断」してから行うことができます(「中断」とすると案件取消となりますので、注意してください。)。また、再添付又は差替え後は、「再開」をしてください。

※ 仕様説明会を実施しその説明会不参加業者は入札に参加させないような場合などの留意 事項は、指名通知書の備考欄にその旨を手入力する必要がある。

(2) 指名通知書発行

選定・非選定に関わらず、全ての事業者に通知書を発行する必要がある。非選定の業者に対しては、指名結果通知書等が発行される。

【重要】単数単価契約の場合、必ず単価(税抜)で入札することを指名通知書発行時に記載すること。総額(推定総金額)で入れてしまうと、予定価格(単価)超過という扱いとなる。なお、複数単価契約の場合は、総額(推定総金額)で入札してもらい、各単価を記載した「単価表」を添付させること。

(文例) 本件は単価契約です。1時間当たりの単価(税抜)で入札してください。

3 開札時の留意点

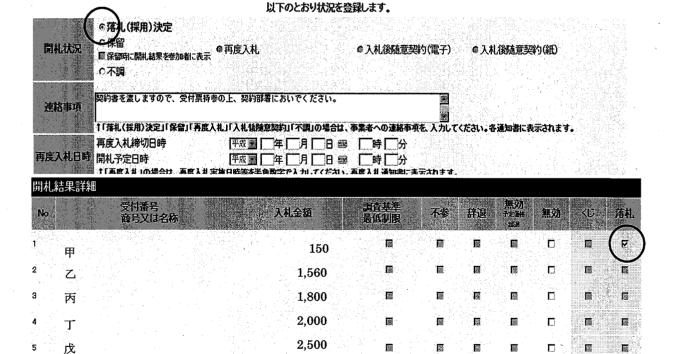
【事例-2】

本件であなたが開札執行を行っていたところ、以下のような入札状況にあることが判明した。
①甲 150円 【落札候補】
②乙 1,560円
③丙 1,800円
④丁 2,000円
⑤戊 2,500円

落札候補の入札金額が予定価格や他の入札者の入札価格に比して著しく低い場合、桁間違いなど錯誤による入札を行っている可能性がある。

錯誤による入札が疑われる場合、まずはその者を落札者とする開札結果の登録を控え、一旦、 保留登録をすることが望ましい。

本件のような場合に甲を落札者とする開札結果登録を行った場合、自動的に甲を落札者とする 落札決定がなされ、落札者決定通知書が指名業者に自動送信されてしまう。そうなった場合、仮 にその後甲が錯誤による入札を行ってしまっていたことが判明し、契約締結を辞退することを希 望したとしても、甲を「**落札後辞退」**としか取り扱えなくなってしまう。落札後辞退には以下の ようなペナルティー、デメリットがある。



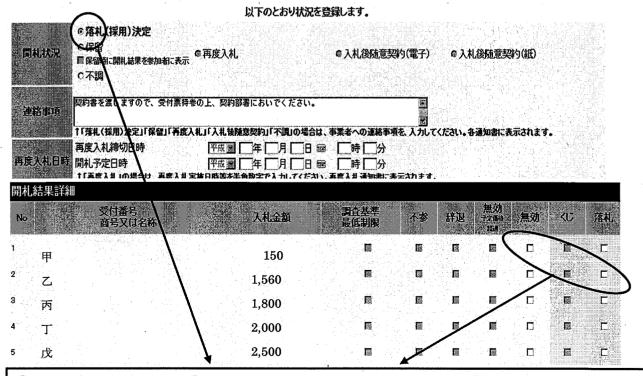
甲を落札候補として落札候補有りで確認画面に進み、開札登録をしてしまうと、甲が 150 円で落札 した旨の落札決定がなされ、各業者に落札決定通知書が自動送付されてしまう!

(misma~)

- ① 落札後辞退業者に対しては標準6ヶ月の指名停止処分が財務局よりなされ、当分の間 入札に参加できなくなる(全局案件)。
- ② 落札後辞退がなされると二番札以降の業者と随意契約を結ぼうとしても落札金額の範囲内(本件の場合150円)でしか契約できない(地方自治法施行令第167条の2第3項)ので、二番札以降の業者がその金額での契約を拒めば、当該案件は不調として再度別案件として入札手続きを行うことになってしまう。

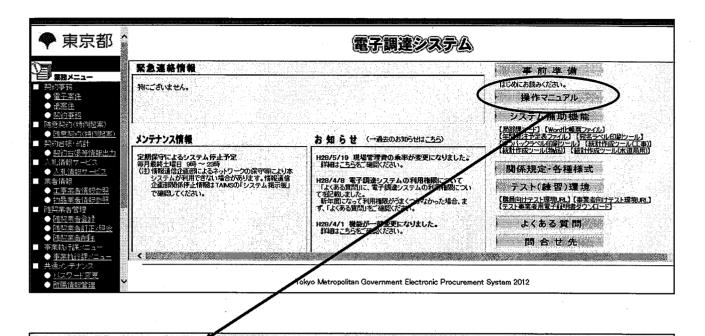
そこで、錯誤による入札が疑われる場合、以下のような処理が望ましい。

- ① 甲を落札者とする開札結果の登録をせずに、保留登録をし、まずは甲の担当者と連絡をとり、入札金額に誤りがないか確認をとることを試みる(仕様の読合せ)。
- ② 確認の結果、甲が錯誤による入札であることを認め、入札の錯誤無効を主張した場合、 書面により無効であることの意思表示をしてもらった上で、甲の入札を無効とし(民法 95条)、二番札が落札者となるように開札結果登録を行う。
- ※【重要】 入札の無効処理を行う際は、必ず当該入札者の意思確認を取ること。意思確認をせずに都の側で錯誤無効を斟酌して勝手に無効処理は許されない(民法95条による無効主張は原則として意思表示を行った者からしか行えないため)。
- ※ 上記処理は開札日当日中に行う(2番札以下の業者を待たせている状態のため)。



- ①無効の確認のとれた甲に「無効」のチェックを入力し、二番札の乙に「落札」のチェックを入力
- ②①の状態で「落札(採用)決定」として確認画面に進み、開札登録を行う

電子入札は一度処理をしてしまうと修正がきかないことが多々あります。 操作に迷ったら、下記の資料を参照するなどして、慎重な処理をお願いします。



東京都電子調達システムのマニュアル

東京都電子調達システムの操作マニュアル等を掲載しております。

以下のマニュアルを更新いたしました。(平成28年3月28日)

- ·入札契約(共通) Ver2.0 ·入札契約(工事) Ver3.0

- *入札契約(物品) Ver3.0 *丸札契約(物品) Ver3.0 *起工部署向け 入札契約(工事) Ver2.0 *起工部署向け 入札契約(物品) Ver2.0

ファィルの種類はpdfファィルです。

(1)マニュアル体系

対象機能	対象者	マニュアル名					
共通メンテナンス	職員	共通メンテナンス					
•	職員	入札契約(共通)					
		入札契約(工事)					
入札契約	契約部署職員	入札契約(物品)					
	关约的基础时	随契業者登録・更新・削除(工事)					
		随契業者登録· 更新· 削除(物品)					
	起工部署職員	起工部署向け 入札契約(工事)					
	心上的岩板貝	起工部署向け 入札契約(物品)					
入札情報サービス	職員	入札情報サービス					

AFE LIVE

●産労総総契第■ 契約締結決定等通知書

(単価契約)

労働者派遣契約書 (単価)

労働者派遣

1. 契約の目的

28 産労総総契第 . 28-0

契約番号

3

平成29年 4月 1日

総務部総務課長 (公印省略)

瀊

2 契約金額

推定総金額

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 平置 (

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

契約期間

m.

東京都産業労働局

履行場所

(単価契約) 労働者派遣

夲

#

鋁 5 契約保証金 を派遣元とし、派遣先と派遣元との間に 東京都を派遣先とし、 おいて、藝面の条項により労働者派遣契約を締結する。 派遣先と派遣元とは、本書を2通作成し、それぞれ配名押印の上、その1通を保有する。

平成29年 4月 1日

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

履行期限 (契約期間)

東京都産業労働局

履行場所 (納入場所)

契約番号

確業労働局是 ₩ 旅灣汜

押しておいて下り担当者印を

28產労総総契第400号28産労総総契第400号

登録時起案文書番号 実施時起案文書番号

₩

橅

領

妆

湿

うち消費税

契約金額

内容關查洛

132 労働者派遣 産業労働局 営業種目 請水局

盘

终

田

攤

契約担当者

派遣先 東京都



代表取締役。

TEL 03-FAX 03-





課長 [課長代理] 担当

代理権牽了

■ 本式会社

商品を対ける

平

#

盐

東京都

声 軐

装巻の

労働者派遣

	#	第1回 入札	入札経過調書			
	*	公印服合 押印		28產労総終契第	g.	1
		(契約番号	28-84		1
•			開札日時	平成29年《月10日	●時●分	Г-1
)	開札揚所	東京都産業労働局総	東京都産業労働局総務部総務課用度担当	
			予定価格			ı
在名	労働者派遣 《四十二二》	粥) (単価契約)	-			
落札者			4	落札		
住所				金額		. (
1	入札者氏名		入札金額		· · 華	<u> </u>
-					E.	· ·
H		-		EE .	Ē	
	1				E	
*		•			EC	1
•				4	EC.	ŀ
				F	<u>E</u>	,
		粉) 		
		₩ .				\bigcirc
. 英		粉				
	- Commence					
部				.		1
				•		
•	-					
				,		٦

予定価格は消費稅及び地方消費稅の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費稅及び地方消費稅の額を含まない金額である。 落札金額は、入札金額に 配載してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、 その端数金額を切り捨てる。)。

予定価格調書

決定日	29年 2日 東 西 財後將即	
1 1	1	28-
労働者派遣		
		(単価契約)
開札日	平成29年(月)1	
予定価格	東	
		L, 900. 44 H
入札書比較価格		
		4, 946 田
最低制限価格又に	最低制限価格又は調査基準価格(税込)	
	設定しない	The state of the s
最低制限価格又は	最低制限価格又は調査基準価格(税抜) 設 定 し な い	

準備契約

引継ぎ 文書取扱主任 主管課長 代 理 ш Ш ш ш ш (電子調達) 淑 標記の件について、平成29年4月●日 に行われた 指名業者選定委員会 の結果、別紙のとおり 9 16 F12000 町 Щ 继 Щ Щ ついては、電子調達システムにより、指名通知書を発行し、指名競争入札により契約する。 Щ ч N 文書主任 主管課長 ·斯亞 (単価契約) 29.年 # 爭 # 8 分類配号 公印服令 松 松 镃 松 坐 爿 出 H 文書課長 出 掛 主管部長 净書照合 作 定 施行予定 Ж 跃 搬 袔 揺 氷 邸 苡 軾 保存期間 経過 'S 珊 厑 事務担当者 鰤 卄 36-162 28産労総総契第 労働者派遣 銘信を名 回付・施行生の注意 图 # 名 (課) 課代 厑 恕 點 指名業者が決定した。 0 夣 捴 摋 文書記号・番号 釈 恕 渊 先方の文書 糳 虦 厑 删 文两 春扱 3 ₩ ٢ 牝 決定権者 型 ₩ 榊 玁 砲驟 決定後供覧

実施時起案本文(指名競争入札)

年名

(単価契約) について、下記により希望制指名 労働者派遣、大学の政治を対し、対の統領する。

入札の実施について (1) 契約番号 (2) 指名業者

平成29年 • 月 · 自日に行われた物品買入れ等指名業者選定委員会の結果、参加資格を有する者は別紙「参加者指名者表」のとおり

決定後通知する。 平成29年《月鑑日 17時00分 平成29年《月鑑日 9時30分 東京都産業労働局総務部総務課用度担当:

(予定) 日時定) 日時定) 日時定) 日時定) 日時定) 日時定) 場所定)

指名通知 入札締切(予) 開札(予定) 開札(予定)

6949

契約について (1) 入札保証金 (2) 契約保証金 (3) 落札者

東京都契約事務規則第31条第2号の規定により免除する。

東京都契約事務規則第40条第4号の規定により免除する。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者とす

る。 (3)で決定された者と契約する。 契約締結依頼のあった翳状部署へ通知する。 本契約は、平成29年度歳入歳出予算が平成29年3月31日までに東京都 議会で可決された場合において、平成29年4月1日に確定させる。

契約の締結 契約締結決定通知 その他

466

第5号様式甲

契約番号第十二十二平成29年(月十日)

ر ح

Ŋ

定

の凝

艸

口口

入礼参

~工事を除へ~

出

受付番号 商号又は名称

代表者

東京都産業労働局長

指名通知書

下記により指名競争入札を行いますので、参加願います。

댎

		DIC.
件名	労働者派遣(#	(单価契約)
塔開	質問締切日時	平成29年(月〇日 12時00分
Ī	質問方法	電子入札システムから質問を登録してください。
入机	締切日時	平成29年 月10日 17時00分
. 详留	開札予定日時	平成29年《月〇日 9時30分
新 で ご	開札場所	東京都産業労働局総務部総務課用度担当
仕様書等	裁	発注図書等受領画面からダウンロードしてください。 (ただし、紙による手続きを認められている事業者の方には、別途連絡します。)
=0.51.5% bo	11日	
泛肝配明	場所	進
入札保証金	免除	
契約保証金	免除	
齊 續 規	1 入札は、電子闘 2. 仕様説明がある3. 入札魯には、消 4 国口の見積もつた 4	1 入札は、電子調達システムから行ってください。 2 仕様説明がある場合は、これに参加しなければ入札することができません。 3 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 9 自己の見積もつた金額の108分の100に相当する金額を入力してください。 4 落札決定に当たっては、入札金額に10分の8に相当する金額を入力してください。 除き、この金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)をもって落札価格とします。
	6 入札書には、必7 入札舎には、必7 入札の結果にた8 本件は単価契約9 ************************************	6 入札害には、必ず「くじ番号」(半角数字で3桁の整数)を入力してください。 7 入札の結果については、開札予定日時以降に電子調達システムで確認してください。 8 本件は単価契約のため、1時間あたりの税抜単価での入札をお願いします。 9 ************************************
	10 本件契約は、平 において、平成294	10本件契約は、平成29年度歳入歳出予算が平成29年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、平成29年4月1日に確定します。
備老	本契約は、平成29年度歳入歳出予て、平成29年4月1日に確定させる。	本契約は、平成29年度歳入歳出予算が平成29年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、平成29年4月1日に確定させる。
その他	物品買入れ等競争	物品買入れ等競争入札等参加者心得記載のとおり
	産業労働局総務部総務課	総務課
お問合せ先	契約担当者 TFI 03-5320-4631	
	内線 36-162	

≥3 (成立) 課長代理(計理調整総括担当) 課長代理(庶務担当) 課長代理(用度担当) 課長代理(施設担当) 総務課長(委員長) $\frac{2}{3}$ $\frac{3}{2}$ (図) 小委員会 出席委員 (定数 (単価契約) Ó. 0 0 ≧4 (成立) 課長代理(計理調整総括担当) (該当委員会に〇印を付す) 產業労働局総務部総務課 ① 指名業者選定委員会 (出席委員に〇印を付す) 総務課長 (委員長代理) 課長代理(庶務担当) 課長代理(用度担当) 課長代理(施設担当) 総務部長 (委員長) 平成29年4月 3 る 企画計理課長 労働者派遣 出席委員 (定数 開催場所 選定方法 敎 柘 開催日時 出席委員 凪 丰 俁 9 ن

出席委員3人中、3人の同意により、事務局案を承認した。

事務局より、選定案及び選定理由を説明した。

特に、意見・異識なし

(審饑概要)

指名業者 別紙 参加者指名者表のとおり

बट ठ

準備契約

引継ぎ 文書取扱主任 ш ш 主管課長 代 理 ш (電子調達) 淞 F12000 標記の件について、別紙のとおり、電子調達グステムにおいて事案を公表し、指名競争入札に Щ 哎 厩 文書主任 主管髁長 ₩ (単価契約) # 29年 # 29 分類配号 公印照合 出 松 松 松 松 計 出 出 片 文書課長 主管部長 **净**書照合 作 魠 施行予定 眯 瞅 <u>1</u> 碘 魺 湘 水 型 렆 局長 保存期間 弑 蚁 畑 事務担当者 讏 卅 36 - 162労働者派遣 響倒 発信者名 28產労総総契第 電話 回付・施行上の注意 邑 # 샢 www 無 恕 黙 総 斃 よる契約を行う。 文書記号・番号 釈 恕 緥 粱 粱 先方の文書 涠 書 扱 メ関 3 釆 ٢ 決定権害 型 巛 繼 協議 決定後供覧

登碌時起案本文(指名競争入札)

平成29年(月8日付28庭労運動第四8号により、契約締結讃求のあった 件名 労働者派遣(**国際政政政政政政政政政**)(単価契約) じろいて、下記のとおり希望制指名競争入札に よる手続を行う。

먎

1 公表等について

(1) 契約番号

(2) 予定価格の公表

公散しなべ

(3) 予定価格及び入札書比較価格

別紙予炉価格調響のかおり

設定しない

(4) 調査基準価格及び最低制限価格の設定

公表する。

(6) 発注予定の公表内容

(5) 発注予定の公表

別紙「発注予定表」のとおり

(7) 公示方法

公示しない。

(8) 競争入札に参加する者に必要な資格

別紙「発注予定表」のとおり

(10) 履行期間又は期限

(9) 入礼事務手続

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで 引紙 (発注予定数]のとおり

東京都産業労働肩

(12) 適用する契約制度等

(11) 履行場所

産業労働局総務部総務課 (契約担当部署) /

(13) 契約条項を示す場所

2 入札及び契約について

(1) 契約方法の根拠条文

(2) 入礼締切 (予定) 日時

平成29年《月》时7時00分 平成29年 (月 11日9時30分

(3) 開札 (予定) 日時

(4) 開札 (予定) 場所

(5) 契約締結 (予定)

(6) 契約書等

東京都産業労働局総務部総務期用度担当

平成29年 4月 1日

東京都製約事務規則第36条の規定により契約艦を作成する。契約書は所定の様式による。 本契約は、平成29年度歳入歳出予算が平成29年3月31日までに 東京都騰会で可決された場合において、平成29年4月1日に確定させる。

(7) かの街

第5号様式甲



統法多定表

田阳	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
契約番号	2
田野株・伊	営業種目1 132 労働者派遣 取扱品目1
K T	7 ®
年 名	助者派遣 (編集)
履行場所	東京都産業労働局
競 瞅	産業労働局総務部企画計理課における統計調査事務について、労働 者派遣契約を行う。詳細は仕様書のとおり。
履行期間	平成29年 4月 1日から平成60年 3月31日まで
契約方法	帝望制指名競争入礼
発注等級	·
受付等級	B,C
その他	
公報登載日	
開札予定日時	平成29年€月●日 9時30分
希望申請期間	平成29年 ●月 ●日 9時00分から平成29年 ●月 ●日 17時00分
希望備考	ただし、希望申請期間内に有効な「一般労働者派遣事業許可証」(写1部)を希望申請時に電子ファイルで添付又は東京都産業労働局総務部総務課用度担当(都庁第一本庁舎30階南側)に提出すること(郵送不可)シ
希望申請場所	希望年請は電子調達システムにて受け付けます。
担当局部課	産業労働局総務部総務課
担当者	契約担当者
連絡先	03-5320-4631
配布資料等	(A) 上述
発注予定備考	〇本件依、「単価ズ札」となります。 〇本件の希望申請に当たっては有効な「一般労働者派遣事業許可 記」(写1部)を希望申請時に電子ファイルで添付又は産業労働局総 務部総務課用度担当まで提出すること(郵送不可)。 〇希望申請がなされたとしても、必ずしも指名されるとは限りません。 〇指名通知は平成29年2月17日までにお送りする予定です。 〇本件契約は、平成29年度歳入歳出予算が平成29年3月31日までに 東京都議会で可決された場合において、平成29年4月1日に確定しま
条望由 語 要件一1	5。 下記会アの各性を満たし、木室供の仕様に対応可能が多。
4. 工工服文口	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	①営業種目「労働者派遣」に登録があり、当該種目において「B」又は

中山 業労働費 實 (公巴海路) 摋 () (単価契約) 稇 欽 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで inc. ₩ 契約締結請求書 敬 東京都産業労働局 平成29年度 労働者派遣() 総務部総務課長 殿 場 所 柘 噩 Ш **彩** 椞 允 鲥 廢 ヌ 1 世. 鑩

 \bigcirc

 \bigcirc

http://member.e-procurement.tocho.tokvo/TmgEbd/tmg/ebd/isp/mmcm/EbdMMCMHac... 29/02/02

東京都物品買入れ等競争入札参加に伴う

資格 審 查 事 務

財務局経理部契約第二課資格審查担当

中村 敦子

資格審査の位置付け

1法令等の規定【資料1】

- ・契約締結能力を有しない者等を競争入札に<u>参加させることができない</u>。 (令第 167 条の 4 第 1 項、第 167 条の 11)
- ・談合関与者等を3年以内競争入札に参加させないことができる。(令第167条の4第2項、第167条の11)
- ・製造又は販売等の実績、経営の規模等を参加資格要件として定めることができる。(令第 167 条の 5 第 1 項、第 167 条の 11 第 2 項)

2 資格の適用範囲

東京都(知事部局・行政委員会等)とそれぞれの出先機関及び交通局、 水道局、下水道局とそれぞれの出先機関

資格審査等の概要 (規則第4条、第27条) 【資料1】

1受付の種類

(1) 定期受付

定期受付は2年ごとに実施(=資格有効期間2年間)。 資格有効期間開始日(現資格は平成31年4月1日)から競争入札 参加資格を必要とした者が申請対象となる。

期間を定めて競争入札参加資格申請の受付を行っている。

- ※ 平成 31・32 年度定期受付は平成 30 年 9 月 14 日から 12 月 21 日の期間で実施。
- ※ 有資格者数 9,925者(平成31年4月1日現在)

(2) 随時受付

定期受付申請期間に競争入札参加資格を取得できなかった者に対し、 資格有効期間中に実施。平成31年度・32年度は令和元年5月1日以降 を資格適用日(各月の初日)とした随時受付を、令和3年の2月まで 実施する予定。

【参考(平成 29·30 年度)】

平成31年3月31日時点での有資格者数

定期受付申請での資格取得者9,765 者随時受付申請での資格取得者2,158 者上記期間中の資格取消者(廃業や組織再編などによる)25 者

11,898 者

- ※ 定期受付及び随時受付ともに、東京都公報特定調達公告版に 告示し、東京都電子調達システムHPで案内している。
- ※ 随時受付は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続 の特例を定める政令(特例政令)が平成8年1月1日から施行 されたことに伴い開始した。
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条特定地方公共団体の長は、この政令の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるときは、地方自治法施行令第167条の5第2項の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる<u>年度ごと</u>にしなければならない。

2申請局・申請営業種目等【資料3】

申請は4局(財務・交通・水道・下水道)一括申請としている。 入札参加を希望する営業種目(10種目まで)・取扱品目(8品目まで) を選択して申請。

ただし、営業種目 090「その他の物品」及び 190「その他の業務委託等」 については、上記に加え、取扱品目 99「その他」として内訳 4 品目まで 申請できる。

※ 申請後の営業種目・取扱品目の追加変更は認めていない。

3 資格の有効期間 (平成 31・32 年度)

- (1) 定期受付で資格を取得した者 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間
- (2) 随時受付で資格を取得した者 資格の適用日から令和3年3月31日まで

4申請の方法【資料2】

インターネットによる電子申請(書面申請及び対面審査は行わない)。 電子証明書の使用が必須となる。

5 電子証明書

電子証明書とは、インターネット上で個人を認証(本人確認)するための電子的な身分証明書で、申請に際し、電子的な署名を行うことにより、申請途中での悪意のある第三者による申請内容の書き換え(改ざん)を防止することができる。

- ・14年9月~ 資格申請の電子化 (東京都が ID・パスワードを付与)
- ・16 年 8 月~ 電子証明書の使用可 [電子入札開始] (ID・パスワードまたは電子証明書で画面にアクセス)
- ・17年 10月~ 電子証明書の必須化(付与 ID・パスワードは使用不可)
- ・22年5月~ 従来のFD電子証明書のほか、ICカード電子証明書を追加
- ・24 年 10 月~ IC カード電子証明書のみ使用可 (FD 電子証明書は使用不可)

等級格付けと順位の付け方【資料3】

営業種目ごとに等級(A・B・C)と順位を付している。

(等級格付けは、申請営業種目ごとに付され、会社などの格付けではない。)

- 例・営業種目 001「文房具事務用品・図書」 A0001-0、B0001-50 など
 - ・営業種目ごとの年間売上高が0円の場合は無格付け(X)となる。
 - ・営業種目 201 ライフラインは、等級格付けはなく順位のみ

1格付けの方法

- (1)客観的審査事項(経営の安定性・規模:経営状況等を審査するもの) 総売上高、自己資本等について点数化(100点満点)し算定、等級を 格付け。
- (2) 主観的審査事項 (専業性:申込種目ごと販売能力等を審査するもの) 営業種目ごとの年間売上高により算定、等級を格付け。 (各等級格付の必要売上高は、概ね発注標準金額の約 10 倍程度)
- (3)(1)と(2)を審査、いずれか下位の等級が申請営業種目の等級となる。 さらに同一等級の中で、種目売上高の多い順に順位を決定。

受付票と審査結果通知書

1受付票【資料4】

「平成 31・32 年度東京都物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」 競争入札参加資格審査申請が完了(承認)したことを証明するもの。

2審査結果通知書【資料5】

「競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」

申請完了(承認)後、資格適用年月日以降に審査結果通知書を印刷する ことにより、等級順位を確認できる。

有資格者名簿 (規則第5条、第27条) 【資料6】

東京都電子調達システムHPで公表(毎月初日の資格適用月日に更新)。 平成31・32年度東京都物品買入れ等競争入札参加資格者は、令和3年3月 31日(資格有効期間中)までHP上に公表される。

変更申請

本店所在地、代表者名及び代理人等が変更となった場合は、すみやかにその 旨を申請しなければならない。

変更内容は申請承認日又は変更データ送信日の翌日に名簿へ反映される。

再審査

次の場合には、再審査を行うことができる。

- ・競争入札参加資格の承継(会社の合併・分割、事業譲渡、相続。)
 - (1)承継元が個人の場合

「相続」

配偶者又は子への承継した場合

「事業譲渡」 配偶者又は子への営業種目全部の承継した場合

(2)承継元が法人の場合

「合併」

「事業譲渡」

事業の全部門又は一部門を実際に譲渡した場合

「会社分割」 同上

- ※ 資格の承継=履行中の個別契約案件の承継ではない。
- ※ 承継元の売上高を承継先に引き継ぐ形で再審査を行う。
- ・ISO 認証等の取得・更新。
- ・事業協同組合の対象事業者の変更。(審査対象事業者方式を選択の場合。)
- ・従業員数(障害者)の変更。

資格の取消

競争入札参加資格を失った場合又は資格取消申請があった場合に行う。 (電子申請又は紙申請)

経営不振事業者の通知(指名制限)

有資格者が「東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準の第6(3)」 に該当したことを確認した場合は、指名制限の措置をとるとともに各局及び 当該有資格者に通知する。

東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準(抜粋)

- 第6 指名の制限
 - (3) 経営状況が著しく不健全である者

※経営不振事業者の指名制限にあたるものとして具体化(平成16年6月1日決定)

- (1) 振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき
- (2) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしたとき
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしたとき
- (4) 破産法に基づく自己破産の申立てをしたとき
- (5) 破産法に基づく破産宣告を受けたとき
- (6) その他商法に基づく会社の整理又は特別清算の開始等経営状況が著しく不健全であることが明らかとなったとき

指名制限の解除申請があった場合は経営状況の調査を行い、東京都契約 事務協議会幹事会での決定を受けた上で解除する。

その他

- (1) 支払金口座情報 (変更) 登録 … 入札参加資格とは連動していない。 請求書を提出する部署に提出 (様式は会計管理局 HP)
- (2) 東京電子自治体共同運営サービス(都内区市町村の電子入札・参加資格窓口)23区、33市町村(うち島しょ3町村)、一部事務組合(2組合)

地方自治法施行令

(契約の締結)

- 第234条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせ り売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、 これによることができる。

(一般競争入札の参加者の資格)

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号 のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第32条第1項 各号に掲げ
- 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると 認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことが できる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、 また同様とする。
 - 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関 して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは 不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項 の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を 妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づ き過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又 は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争 入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及金額に応じ、工事、製 造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資 格を定めることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたと きは、これを公示しなければならない。
- 第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合に おいて、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的にうため特に必要があると認める ときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に当該入札に参加する者の事業所の所在地又はそ の者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を 定め、当該資格を有す者により当該入札を行わせることができる。

(指名競争入札 第167条の11)

(一般競争入札の入札保証金)

第 167 条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に 参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めな ければならない。

(指名競争入札 第 167 条の 16)

(一般競争入札の参加者の資格の審査等)

- 第4条 財務局長は、地方自治法施行令第167条の5第1項の規定により、知事が、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めた場合においては、その定めるところにより、随時に、一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をしなければならない。ただし必要があると認めるときは、期日を定めて一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、当該審査及び通知をすることを妨げるものではない。
- 第5条 財務局長は、前条の規定により一般競争入札に参加する者の資格を審査したときは、その 資格を有する者に係る情報を資格審査システムに登録するものとする。

(指名競争入札 第27条)

(入札保証金)

- 第8条 契約担当者等は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合においては、その競争に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額(単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額とする。)の百分の三以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。
 - (省略)
 - 二 <u>令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者</u>による一般競争入札に付す る場合において、その必要がないと認めるとき。

(指名競争入札 第31条)

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第34条の2 令第167条の2第1項第1号の普通地方公共団体の規則で定める予定価格の額は 次の各号に掲げるとおりとする。

· —	工事又は製造の請負	250万円
=	財産の買入れ	160万円
Ξ	物件の借入れ	80万円
四	財産の売払い	50万円
五	物件の貸付け	30万円
六	前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

第2部 申請手続

 事前準備 電子証明書の購入 必要な機器(パソコンとプリンタ等)の用意 申請に利用するパソコンへの電子証明書を利用するための環境設定 ※事前準備の詳細は、東京都電子調達システム http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/の"事前準備等"をご覧ください。 電子証明書の東京都電子調達システムへの登録 	P7
2 申請画面の表示	P8
3 申請データの入力(修正)	P10
4 申請データの送信	P28
5 必要書類の送付 郵送書類確認用紙と必要書類を直ちに送付してください。 ◆ データ送信のみでは、申請は完了せず、また、審査もされません。	P30
6 審査結果の確認 (承認/否承認)・受付票の印刷 「平成 31・32 年度向け 物品買入れ等トップページ (申請状況照会)」から、申請内容が承認されているかどうか確認してください。 審査は、必要書類の到達したものから順番に行います。その審査終了後に、審査結果 (審査完了)をメールでお知らせします。 ◆ 審査結果に関して、電話等による応対は行っておりません。必ず電子調達システムで確認してください。 ○ 承 認 受付票が印刷できますので、実印等を押印の上、裏面に印鑑証明書を貼付して大切に保管してください。(提出は不要です。)なお、印鑑証明書は、受付票の印刷日の前3ヶ月以内に発行、若しくは印刷日以降に発行されたものであれば有効です。 「手順は、上記3の申請データの入力(修正)するところから再度行ってください。	P31
7 審査結果通知書の確認・印刷 (等級順位の確認) 期日までに承認された方(電子調達システムで受付票が印刷できた方)が、翌月1日(資格 適用日)に名簿登録されます。 資格適用日以降に、「平成31·32年度向け 物品買入れ等トップページ(申請状況照会)」から審査結果通知書を確認(印刷)してください。	P35

1 事前準備

申請手続を行う前に、電子証明書を購入し、東京都電子調達システムへの登録作業等を行う必要があります。(既に電子証明書を購入・登録済みの方は、改めて行う必要はありません。) 詳細は、以下をご覧ください。

(1) 事前準備等の内容

「東京都電子調達システム」トップページ http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/

- →「事前準備等」→ 「事前準備」 「電子証明書」 「推奨環境について」
- (2) 初めての方のパソコンの設定

「東京都電子調達システム」トップページ

- →「事前準備等」→ 「パソコンの設定」
 - ・・・パソコンに必要な環境設定を確認することができます。





【電子証明書とは?】

インターネット上で、個人を認証(本人確認)するための電子的な身分証明書です。

各申請書に電子証明書により電子的な署名を行い、申請途中での悪意のある第三者による申請内容の書き換え(改ざん)を防止します。

入札参加資格申請や電子入札に参加する際には、電子証明書を使って画面にログインします。

【電子証明書購入時の注意】

電子証明書の名義人は、東京都と契約する権限のある方、代表者又は代理人(P10)になります。

◆ 単に契約書類の提出を行う営業担当者や、資格申請入力作業を行う事務担当者は、代理人には 該当しません。誤って購入しないよう、ご注意ください。

第3部 等級順位の決定と格付基準

1 等級順位の決定方法

(1) 等級及び順位

東京都では、入札参加資格申請者の申請営業種目ごとの履行能力に応じて等級と順位を付与し、 競争入札参加有資格者名簿に登載しています。ただし、「営業種目201ライフライン」については 等級の付与は行っていません。

※ 等級順位は、営業種目ごとに付与しています。複数の営業種目に申請した場合は、申請した営業種目ごとに等級順位が付きます。

【客観的審査事項による等級】

〔採点項目〕

- ①年間総売上高、②自己資本額、③従業員数、④流動比率、⑤営業年数、
- ⑥障害者雇用の割合(実雇用率)を点数化して得た等級

ISO 等の認証を取得している者は、「①年間総売上高」に、次の表に示す割増率で求めた額を加算した上で点数を決定する。

IS09001、環境マネジメントシステム (IS014001等)の両方を取得している者は、それぞれ加算することができる。

対象規格	割増率	赵
刈水 流管	新規取得	継続登録
IS09001	3%	5 %
環境マネジメントシステム (IS014001 等)	3%	5%

【主観的審査事項に よる等級】

〔採点項目〕 営業種目売上高

(審査対象事業年度 の売上高)

7つの営業種目グループごとに設定に主観数値(営業種目別売上高)~発注種目別売上高)~発注標準金額の10倍相当~」に、営業種目売上高を当てはめて特級

【等級の決定】

営業種目ごとに発注標準金額に応じたA、B及びCの3つの等級とします。

それぞれの審査事項に基づき「客観数値」と「主観数値」を算出し、その数値を基に「客観的審査事項による等級」と「主観的審査事項による等級」を決定し、いずれか下位の等級を当該申請者の申請営業種目における等級とします。

申請営業種目の審査対象事業年度の売上高がない場合は、無格付(X)の区分となります。

【順位の決定】

同一等級内で営業種目別売上高の大きい順に順位を付します。

営業種目別売上高が等しい場合は自己資本額、従業員数、流動比率、営業年数及び障害者雇用の 割合(実雇用率)の順に比較し、数値の大きい方から順位を付します。

◆ 等級順位の表示について

等級 = A B C ("X" は無格付を表します。)

順位= ****ー** と表示(枝番号 "-" が表示されます。)

※ 平成 25 年 4 月以降、随時受付で申請した場合と再審査により順位変動があった場合は、定期受付にて確定した順位をすべて付番し直すのではなく、すでに確定している順位の間に挟み込む形で付番します。

[例] 営業種目〇〇〇

 甲社
 等級
 A
 順位
 OOO1-00

 乙社
 等級
 A
 順位
 OOO1-50

 丙社
 等級
 A
 順位
 OOO2-00

甲・丙社は定期受付にて申請し、随時受付で乙社が申請し、その順位が2番となる場合、順位1番である甲社と2番だった 丙社の間に入るので、乙社は"0001-50"と表示される。 丙社の順位は3番に繰り下がるが、表示は"0002-00" のままとする。

2 計算方法

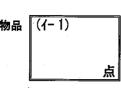
(1) 客観的審査事項による等級の計算

【表の見方】

次の表に審査対象事業年度の各数値を当てはめて点数を合算します。

「年間総売上高」や「自己資本額」等の欄は、上段が「未満」で下段が「以上」です。

	年間			1千億	300 億	100 億	50 億	30 億	20 億	10 億	
	総売	上高	~	~	 ~	~	~	~ •	~	~	物
`		(円)	1 千億	300 億	100 億	50 億	30 億	20 億	10 億	7億	"
	点	物品	60	57	54	51	48	45	42	39	
	数	委託	55	52	49	46	43	40	- 37	. 34	ĺ
			7億	5 億	3 億	2 億	1.5 億	1億	5 千万	- 1 千万	ĺ
			~	~.	~	~	· ~	, ~	~	~	委
		•	5 億	3 億	2 億	1.5億	1億	5 千万	1 千万		
			36	33	30	27	24	21	- 18	15	
			31	28	25	22	19	16	13	10	İ
	V 1	00年の	ener ≠ B	7年1 デー	\ Z Z L L	生11年367	九十四%	± L ±5/-	上门上来	· + 24 🖶 I	



委託 (1-2)

※IS〇等の認証を取得している者は、割増後の年間総売上額により点数を決定します。

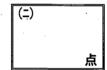
自己		30 億	6億	2億	1億	5千万	3千万	1,500万	3 百万	1
資本額	~	~	~	~	~ ·	~	, ~	~	~	~
(円)	30 億	6 億	2億	1 億	5千万	3 千万	1,500万	3 百万	1	
点数	10	9	8	7	6	5	4	3	2	0

•	0	
	(口)	
		 l

		300	50	20	5
従業員数	~	~	~	~	~
(人)	300	50	20	5	
点数	5	4	-3	2	1

(v)	
	点

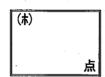
		140	130	120	110	100	90	80	60
流動比率	~	~	~	~	~	~	~	~	 ~
(%)	140	130	120	110	100	90	80	60	
点 数	15	14	13	12	10	8	6	4	2



※流動比率=流動資産÷流動負債×100%

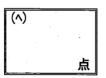
※流動資産が「O」のときは、O点になり、流動負債が「O」のときは、15点になります。

	•	50	40	30	25	20	15	10	5	1
営業年数	~	~	~	~	~	~	~	· ~	·~	~
(年)	50	40	30	25 ⁻	20	15	10	5	1	,
点数	10	9	8	· 7	6	5	4	3	2	0



※営業年数は、設立(登記)年月日から申請日までの満年数。

実雇用率	~
(%)	2
点 数	5



点

※「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく実雇用率(障害者雇用率制度)

◆物品(営業種目001~099):(イ-1)+(ロ)+(二)+(ホ)+(へ)

◆委託 (営業種目 101~190): (イ-2)+(ロ)+(ハ)+(二)+(ホ)+(へ)

合計(客観数値)

※ 点数を右表に当てはめて 得た等級が客観的審査事項 による等級です。

70点以上	Α
40点以上70点未満	В
40点未満	C

(2) 主観的審査事項による等級の計算

審査対象事業年度における申請営業種目の売上高を、次表(格付基準及び発注標準金額表)の「主観数値」欄に当てはめて得た等級が主観的審査事項による等級です。

- [例] 申請営業種目:001 文房具事務用品・図書の売上高が5,000 万円である場合、主観的審査事項による等級は、主観数値が3,000 万円以上1億円未満に該当するので、「B」となります。
- (3) 等級の決定
 - (1)客観的審査事項による等級と(2)主観的審査事項による等級のうち、下位の等級が申請営業種目の等級です。
 - [例] 客観的審査事項が「A」、主観的審査事項が「B」であれば、等級は「B」となります。

3 格付基準及び発注標準金額表

			1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
グループ	等級	客観数値	主観数値(営業種目別売上高)	発注標準金額	営業種目
	A	70 点以上	1億円以上	1000 万円以上	じゅう 【事務用品、什器関係】
		70 点未満	1億円未満	1000 万円未満	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1	В	~	~	~	003 学校教材・運動用品・楽器
		40 点以上	3000 万円以上	300 万円以上	004
	С	40 点未満	3000 万円未満	300 万円未満	011 燃料・ガス・油脂
	A	70 点以上	2 億円以上	2000 万円以上	【繊 維、雑 品 関 係】 005 荒物雑貨 006 工業用ゴム製品 007 繊維・ゴム・皮革製品 008 室内装飾品等
	ъ	70 点未満	2億円未満	2000 万円未満	007 秋森・コム・及年袋m 008 至73表詞品等 020 医薬品・診療材料・介護用品 024 標識・看板等
2	В	~ 40 点以上	~ 3000 万円以上	~ 300 万円以上	026 警察・消防・防災用品 027 造園資材
		40 尽以上	3000 ルロ以上	300 ルロ以上	028 百貨店・総合商社
	С	40 点未満	3000 万円未満	300 万円未満	090 その他の物品 099 不用品買受
	A	70 点以上	3 億円以上	3000 万円以上	【機 械、資 材 関 係】 002事務機器・情報処理用機器
	<i>I</i> 1	70 尽以工	31息门处工	3000 万円以上	009 家電・カメラ・厨房機器等
					010 自動車・自転車 012 電車両・軌道用品
1 . 1	-	70 点未満	3 億円未満	3000 万円未満	013 船舶・航空機 014 理化学機械器具
3	В	~	.~	~	015 工作用機械器具 016 産業用機械器具類
		40 点以上	. 3000 万円以上	300 万円以上	017 通信用機械器具類 018 農林水産業・建設用機械器具
					019 医療用機械器具 021 コンクリート・セメント 022 ct cm , 非 ct , 生 ct ct
	С	40 点未満	3000 万円未満	300 万円未満	022 鉄鋼・非鉄・鋳鉄類 023 電線・絶縁材料
		+U 小小側	3000カロ水側	ののカロ水側	025 工業薬品・防疫剤
$\vdash \vdash \vdash$	A	70 点以上	2 億円以上	2000 万円以上	【印刷関係】
	21	70 点尽工	2億円永満	2000 万円公工	101印刷
4	В	~	~	~	102 複製業務
		40 点以上	3000 万円以上	300 万円以上	
	С	40 点未満	3000 万円未満	300 万円未満	
	A	70 点以上	3 億円以上	3000 万円以上	【給食業務、情報処理業務、その他業務関係】
		70 点未満	3 億円未満	3000 万円未満	114 運送等請負 115 広告代理 116 映像等製作 118 医事業務 119 給食関係業務
5	В	<u>~</u>	~	~	120 催事関係業務 121 情報処理業務
⁰		40 点以上	5000 万円以上	500 万円以上	127 下水道管路調査業務 128 クリーニング
	С	40 点未満	5000 万円未満	500 万円未満	129 汚泥脱水機ろ布 130 浄水場・処理場機械運転管理 132 労働者派遣 135 事務支援 190 その他の業務委託等
	A	70 点以上	3 億円以上	3000 万円以上	【清掃、警備、保守管理及び調査業務関係】 105 警備・受付 106 通信施設保守 107 環境関係測定機器保守 108 ボイラー清掃
		 70 点未満		3000 万円未満	109 浄化槽・貯水槽清掃 110 道路・公園等管理
6	В	~ ~	3 個口不個	3000 カロ水側	111 害虫等駆除 112 廃棄物処理 113 管渠清掃
		40 点以上	1億円以上	1000 万円以上	122 検査業務 123 都市計画・交通等計画業務
	С	40 点未満	1 億円未満	1000 万円未満	124 土木・水系関係調査業務 125 市場・補償鑑定関係調査業務 126 環境関係業務 133 樹木・緑地等保護 134 企画立案支援
	A	70 点以上	5 億円以上	5000 万円以上	【建物清掃、賃貸業務関係】
		70 点未満	5 億円未満	5000 万円未満	103 建物清掃
	В	~ ~	~ ~	~ ~	104 電気・暖冷房等設備保守
7		40 点以上	1億円以上	1000 万円以上	117 航空写真・図面製作 131 賃貸業務
	C	40 点未満	1 億円未満	1000 万円未満	

【営業種目・取扱品目一覧表】

営業種目内のいずれの取扱品目にも該当しない場合のために、「その他」として取扱品目番号「98」を設けてある営業種目がありますので、その場合には取扱品目番号「98」を選択してください。

【営業種目・取扱品目について(例示)】参照

1 物 品

j	種目番号	営業種目	取扱品目番号及び区分
I	001	· · · · · ·	01 文房具 02 用紙類 07 封筒 09 印章・ゴム印 11 書籍・雑誌(電子
I	001	人历天于初川阳 四百	を含む。) 12 地図 98 その他文房具事務用品類・図書類
			でロセック 12 ℃回 00 CVIC人の大学切用的規「図画規
ŀ	002	事務機器・情報処理用	01 シュレッダー 03 複合機 04 軽印刷機
J	,	機器	05 電子計算機(パソコン、サーバー等) 06 ネットワーク機器
İ		· ·	09 トナーカートリッジ・インクジェットカートリッジ
I			10 パッケージソフトウェア 97 本営業種目物品の修繕
l			98 その他事務機器類・情報処理用機器類
I	0.03	学校教材・運動用品・	01 教材 02 教育・実習用機器 03 理科実験機器 07 保健室用品
		楽器	09 運動用品 10 運動器具 11 運動衣(帽子・靴を含む。)
			13 武道具 14 洋楽器 (調律を含む。) 15 和楽器 (調律を含む。)
			16 楽譜 97 本営業種目物品の修繕 98 その他学校教材類・運動用品類・
ŀ		En 5	楽器類
	004	什器・家具	01 鋼製作器 02 木製作器 03 家具・ベッド(医療用を除く。)
			04 図書館用代器 05 移動棚 97 本営業種目物品の修繕
		`	98 その他什器類・家具類
ľ	005	荒物雑貨	01 家庭用金物類 02 清掃用具・用品 03 石鹸・洗剤・ワックス類
			05 食器類(磁器・ガラス器・漆器等)
			06 トイレットペーパー・ティッシュペーパー
			07 紙・繊維製雑貨類 08 建築金物 09 大工道具・工具類
			10 塗料 11 仮設資材 97 本営業種目物品の修繕 98 その他荒物雑貨類
	006	工業用ゴム製品	03 塩ビ管 04 パッキン類 12 水道用ゴムパッキン 98 その他工業用ゴ
			ム製品類
	007		01 制服・事務服・ネクタイ 02 作業服 03 防寒衣・外とう
		e de la companya de l	04 白衣·看護衣·手術衣 05 雨衣 06 肌着·靴下 08 手袋
		· ·	09 作業用手袋 11 ふとん・毛布・敷布 12 帽子(運動帽を除く。)
	· .		13 革靴 14 作業靴・安全靴 15 ゴム長靴 18 カバン 19 腕章
l			98 その他繊維類・ゴム類・皮革製品類
	008	室内装飾品等	01 じゅうたん・カーテン・ブラインド類 05 旗・のぼり・たれ幕
		•	08 選挙用品 97 本営業種目物品の修繕 98 その他室内装飾品類
ŀ	009	変雷・カメラ・厨戸機	
I			04 撮影機・映写機 05 流し台・調理台 06 厨房用機器
I			08 厨房用冷凍・冷蔵関係 09 給湯・浴槽関係機器
	.		97 本営業種目物品の修繕 98 その他家電類・カメラ類・厨房機器類
L			THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF SAME AND SAME AN

種目番号	営業種目	取扱品目番号及び区分
010	自動車・自転車	01 乗用車 02 貨物車 03 軽自動車 04 バス
		05 特殊車(フォークリフト等) 07 特殊用途自動車(ポンプ車等)
		08 二輪車・原付自転車(修理含む。) 10 自転車(修理含む。)
		12 自動車部品(交換含む。) 14 車検整備・分解整備
		98 その他自動車類・自転車類
011	燃料・ガス・油脂	01 ガソリン 02 灯油 03 軽油 04 重油 05 潤滑油 06 LP ガス
	※※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	07 水素 98 その他燃料類・ガス類・油脂類
012		01 電車両 02 鉄道車両用台車 03 車輪・車軸 04 電車両部品
	电平问 界坝2/700	05 電車内装部品 06 主電動機・主制御機 09 軌道用品 10 分岐器
		11 まくらぎ 12 レール 15 軌道モーターカー
,		
	. '	16 検測車・マルチプルタイタンパー 17 修繕・検査(軌道検査を含む。)
0.1.0	6/\66 6≟♂~+ k	98 その他電車両類・軌道用品類 01 船舶 02 ボート 03 航空機 04 ヘリコプター 05 船舶等用品
013	船舶・航空機	
	1	06 航空機等用品 97 本営業種目物品の修繕 98 その他船舶類・航空機類
014	理化学機械器具	01 分析機器(光) 02 分析機器(クロマト) 03 分析機器(ガス)
014	生化于成似 命只	04 分析機器(その他)05 光学機器 06 試験検査機器 07 環境測定機器
		08 測量機器 97 本営業種目物品の修繕 98 その他理化学機械器具類
015		01 旋盤等 06 切断機 07 洗浄機器 08 溶接機・溶断機 10 測定器具
015		97 本営業種目物品の修繕 98 その他工作用機械器具類
016		01 ボイラー・エンジン 03 ポンプ 04 クレーン
		09 油圧・空圧機器(ジャッキ等) 10 空調機器
		11 発電・変電・受配電設備機器 15 自動制御装置
		17 照明器具(屋外、舞台を含む。) 20 水道施設用発電機・ポンプ類
		21 電磁流量計・超音波流量計 22 蓄電池 97 本営業種目物品の修繕
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	98 その他産業用機械器具類
017	通信用機械器具類	01 電話交換機 02 通信放送装置等 10 無線機 14 券売・両替等機械
		19 通信用ケーブル 20 携帯用通信機器 97 本営業種目物品の修繕
		98 その他通信用機械器具類
018		01 トラクター 03 畜産用・養鶏用機器
		04 ブルドーザー・パワーショベル 97 本営業種目物品の修繕
		98 その他農林水産業類・建設用機械器具類
019	医療用機械器具	08 歯科用機器 09 介護用機器 10 医療・介護用ベッド
		11 検査関連機器 12 手術・中央材料関連機器 13 放射線関連機器
		14 重症病棟関連機器 15 一般病棟関連機器 16 リハビリ関連機器
·		17 外来関連機器 18 看護関連機器 19 薬剤・調剤関連機器
		20 救急医療関連機器 97 本営業種目物品の修繕 98 その他医療用機械
		器具類
020		01 医療用薬品 02 家庭薬 03 ワクチン 04 医療用ガス 07 培地
		08 検査試薬 09×線フィルム 10 脱脂綿・ガーゼ・包帯 11 歯科材料
	i	12 紙オムツ 13 車いす(修繕含む。) 15 介護用品(修繕含む。)
		98 その他医薬品類・診療材料類・介護用品類

種目番号	営業種目	取扱品目番号及び区分
021	コンクリート・セメン	03 常温合材 08 砕石・砂利・砂・石粉 10 舗装材
	F	98 その他コンクリート類・セメント類
022	鉄鋼・非鉄・鋳鉄類	01 鋼材 04 ワイヤーロープ・金網・鉄線 08 直管・異形管・接合部品
		11 弁類・弁キョウ 12 鉄蓋 15 その他給水装置材料
		98 その他鉄鋼類・非鉄類・鋳鉄類
023	電線・絶縁材料	01 電線 02 電力ケーブル 04 絶縁材料 98 その他電線類・絶縁材料類
024	標識•看板等	01 道路標識 02 鉄道標識 05 バリケード 07 看板・掲示板・保安灯
		09 模型・展示品・サイン 97 本営業種目物品の修繕 98 その他標識類・
		看板類
025	工業薬品・防疫剤	02 硫酸 03 液体塩素 05 苛性ソーダ 06 次亜塩素酸ナトリウム
		09 ポリ塩化アルミニウム 12 高分子凝集剤 16 試薬
		17 工業用ガス 18 防疫剤(殺虫剤、農薬、除草剤) 19 塩化カルシウム
		98 その他工業薬品類・防疫剤類
0 2 6	警察・消防・防災用品	05 鑑識・鑑定用機械器具類 06 防御板 09 避難器具
		12 保護具(各種ヘルメットを含む。) 14 消火器・消火関連器具
		15 防災用品・防災関連器具 16 災害用備蓄食糧 17 オイルフェンス
		18 オイルマット 19 警察装備品 20 消防活動用品
		97 本営業種目物品の修繕 98 その他防災用品類
027	造園資材	01 種苗 02 樹木・芝 04 草花 05 用土肥料 06 造園石材
		98 その他造園資材類
028	百貨店・総合商社	01 百貨店(全品目) 02 総合商社(全品目)
090	その他の物品	01 ガラス 02 ダンボール箱 04 畳 06 バッジ・カップ 07 木材
		08 動物 09 飼料 10 飲食物 11 生花等 (アレンジメントを含む。)
		12 ノベルティ・記念品 13 着ぐるみ 14 新聞 98 その他物品類
		99 その他
099	不用品買受	01 鉄・非鉄屑 02 機械 03 自転車及び自動車等 04 遺失物
		06 紙・繊維屑 07 廃油 08 船舶・航空機 09 立木 98 その他不用品類
		06 紙・繊維屑 07 廃油 08 船舶・航空機 09 立木 98 その他不用品類

[※] 物品のレンタル「賃貸業務」については、種目番号131で申請する必要があります。

2 委託等

種目番号	営業種目	取扱品目番号及び区分
101	印刷	01 オフセット(一般) 02 オフセット(新聞・タブロイド)
		03 フォーム(OCR・OMR伝票等) 06 シール・ラベル
		08 ナンバリング 10DTP・デザイン 11 印刷物の企画・編集
· .		12 I Cカード 13 製本 98 その他印刷業務全般
102	複製業務	01 青写真 03 マイクロ写真 04 写真の現像・焼付・引き伸ばし等
		06 スキャンニング(ドラムスキャナ) 98 その他複製業務全般
103	建物清掃	01 一般清掃 02 病院清掃 03 室内環境測定 98 その他建物清掃全般
104	電気·暖冷房等設備保	01 電気設備 02 暖冷房·空調設備 03 火災報知器
	। र ु	05 道路トンネル付帯設備・共同溝保守 06 エレベーター・エスカレーター
		08 消火設備 09 街灯 10 屋外照明灯 11 信号機
		12 自家用電気工作物保安管理 13 自動ドア・自動シャッター
		14 オイルタンク等保守 15 工事関係標識灯・灯標
		16 クレーン保守・性能点検 98 その他設備保守点検全般
105	警備•受付	01 施設警備 02 機械警備 03 その他警備(現金輸送を含む。) 04 受付
		05 電話交換 08 屋外警備
106	通信施設保守	01 電話交換機 02 無線機 03 テレビ共聴設備 98 その他通信施設保守全
		般
107	環境関係測定機器保	01 自動車排ガス測定機器等大気関係機器
	守	02 水質汚濁監視装置等水質関係機器 98 その他環境関係測定機器保守全般
1.08	ボイラー清掃	01 ボイラー 02 煙突 98 その他ボイラー清掃全般
109	浄化槽·貯水槽清掃	01 浄化槽清掃・浄化槽保守点検 03 汚水桝清掃・汚水処理施設保守点検
·		05 貯水槽清掃・保守点検 98 その他浄化槽・貯水槽清掃全般
110	道路・公園等管理	01 道路清掃 02 道路附属関係清掃 03 河川・公園清掃
		04 公衆トイレ清掃 05 枝落し・除草・草刈 07 道路巡回点検
·		08 運動場整備 09 森林整備(伐採) 98 その他道路・公園等管理全般
111	害虫等駆除	01 建物 02 樹木 03 害虫・害獣等の駆除 05 鳥害防除
		98 その他害虫等駆除全般
112		01 一般廃棄物処理(収集・運搬) 02 一般廃棄物処理(中間処理)
	ルの大田がで土	03 一般廃棄物処理(処分) 04 産業廃棄物処理(収集・運搬)
		05 産業廃棄物処理(中間処理) 06 産業廃棄物処理(処分)
	•	07 特別管理産業廃棄物(収集·運搬) 08 特別管理産業廃棄物(中間処理)
		09 特別管理産業廃棄物(処分) 10 文書溶解
113	管渠清掃	01 下水道管渠内清掃(清掃から収集・運搬)
		02 下水道管渠内清掃(処分)
114		01 事務所移転 02 美術品 04 一般貨物運送 06 保管
' ' '	在心寸明 尽	07 一般旅客自動車運送事業 08 特定旅客自動車運送事業
		07 一版派各自勤争運送争業 00 行足派各自勤争運送争業 09梱包・発送代行 98 その他運送等請負全般
115		01 車内広告・駅ばり 02 新聞折込み 03 新聞・雑誌広告 04 テレビ
' '	神中にで生	05 ラジオ 07 インターネット・映像広告 98 その他広告代理全般
		○ ノノカ リコンノ ホノー 外外四日 30 (の旧四日)(生主政

「申請の手引き」より【資料3】

種目番号	営業種目	取扱品目番号及び区分		
116	映像等製作	01 映像 03 写真撮影		
117	航空写真・図面製作	 01 航空写真から図面製作まで 03 図面製作 05 地図製作		
		07 デジタルマッピング製作 98 その他航空写真・図面製作全般		
118	医事業務	01 医事業務 03 滅菌		
119	給食関係業務	01 病院給食 02 学校給食 (高等学校等) 03 食器洗浄		
	A March of the Land	05 学校給食(特別支援学校) 98 その他給食関係業務全般		
120	催事関係業務	01 催事の企画から会場設営まで 03 舞台照明装置等の演出・保守点検		
	- 1. 1. J	04 会場運営・展示業務 05 都市装飾 06 芸能委託		
		98 その他催事関係業務全般		
121	情報処理業務	01 データ入力・消去 02 システム開発・保守・運用		
		03 システムコンサルティング・監査 04 ホームページ作成・管理		
		05 I S P 06 セキュリティ対策 (Pマーク取得者)		
		07 セキュリティ対策 (ISO27001/ISMS 認証取得者)		
		08 ネットワークの設定・構築・点検(配線を含む。)		
		09 専門情報提供サービス 98 その他情報処理業務全般		
122	検査業務	01 大気検査 02 水質検査 03 土壌分析 05 理化学検査 06 臨床検査		
		07 集団検診 08 作業環境測定 09 放射能測定 10 ダイオキシン類測定		
		11 検針業務 12 高圧ガス容器保守委託 13 放射線計測等業務(人体)		
		14 ストレスチェック(精神保健相談を含む。)		
		15 測定機器・計測器・計量器の校正 98 その他検査業務全般		
123	都市計画 · 交通等計画	01 地域・地区計画 02 再開発・区画整理計画		
	業務	03 公園・レクリエーション施設計画 04 上・下水道計画		
	A Company	05 道路·交通計画 06 港湾計画 07 橋梁計画		
		08 空港・ヘリポート計画 10 防犯・防災計画		
		98 その他都市計画・交通等計画業務全般		
124	土木・水系関係調査業	01 地質・地盤調査 02 路面性状調査 03 トンネル等変状観測		
	務	04 土木構造・耐震耐力度調査 05 危険校舎耐力度調査		
		06 地形・砂防調査 07 河川・水理調査		
	1	08 水理模型による解析・水文調査 10 流量・水位観測 11 海洋調査		
		12 埋め立て免許関係 13 建築物・設備維持保全調査		
		98 その他土木・水系関係調査業務全般		
125	市場·補償鑑定関係調	01 市場・社会・経済・経営状況調査 02 世論調査 05 不動産鑑定調査		
	査業務	07 移転補償関連業務 09 土地家屋調査 10 交通量調査		
		98 その他市場・補償鑑定関係調査業務全般		
126	環境関係業務	01 大気汚染調査 03 水質汚染調査 04 土壌汚染調査		
		05 騒音・振動調査 06 地盤沈下・地形調査 08 日照阻害調査		
		10 電波障害調査 12 動植物・植生調査		
		13 史蹟・文化財の調査・保護業務 15 低炭素化総合コンサル		
	,	16 廃棄物調査 17 建築物の省エネコンサル		
		18 環境アセスメント関連業務 98 その他環境関係業務全般		

種目番号	営業種目	取扱品目番号及び区分
127	下水道管路調査業務	01 下水道管路内TVカメラ調査 02 下水道管路空洞調査
1 2 8	クリーニング	01 寝具 02 白衣・看護衣・手術衣 03 作業衣 06 防炎加工
100		07 寝具乾燥 98 その他クリーニング業務全般
129	汚泥脱水機ろ布	01 張替 02 洗浄 03 補修
130	浄水場・処理場機械運	01 浄水場排水処理·給水所等機械運転管理
*	転管理	02 処理場機械運転管理 03 浄水場・給水所等電気機械設備保守点検
		04 処理場・ポンプ所電気機械設備保守点検
131	賃貸業務	01 医療機器 02 電子計算機リース 03 電子計算機レンタル
		04 事務用機器 06 自動車 07 寝具・おむつ 08 仮設ハウス・トイレ
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	09 樹木 10 建設等機械器具類 98 その他賃貸業務全般
1 3 2	労働者派遣	01 労働者派遣
133	樹木・緑地等保護	01 樹木・植樹帯等保護管理 02 園地・植込地等保護管理 03 花壇保護管理
		04 園地・河川公園等緑化清掃 05 除草・草刈(緑地育成)
		06 壁面・屋上緑化 98 その他樹木・緑地等保護全般
134	企画立案支援	01 企画立案支援 02 インフラ整備計画支援 03 アドバイザリー業務
• .		04 公的不動産活用支援 05 会計監査・税財・金融等施策の支援
		06 法務支援 98 その他企画立案支援全般
135	事務支援	01 会議運営 02 研修・教育・職業訓練
		03 速記(速記録、要約等の作成を含む。) 04 翻(点)訳 05 通訳
		06 筆耕 07 窓口・案内業務(コールセンターを含む。)
		08 図書等整理業務 09 複写サービス
	•	10 美術品・アートワーク等の維持修復管理 11 債権管理回収業務
	<u> </u>	98 その他事務支援全般
190	その他の業務委託等	01 旅行 05 自動車運行管理・運転代行
		06 動物飼育 08 デザイン(印刷物を除く。)
	•	10 海上業務・土砂処分監理業務 16 漏水調査 17 放置車両確認事務
		23 保険(自動車を含む。)契約 98 その他の業務委託等全般 99 その他
201	ライフライン	01 電力供給・電力買受 02 電力供給(環境価値の確保) 03 ガス供給
		· ·

平成29・30年度 東京都物品買入れ等競争入札参加資格 受付票

受付票管理番号・更新	ロ客A1톤 하라	90年10日日日 東北	申諸局	財務 交通	业活	下水油		受付番号	21783156
申		840441073 0 日 更新 21 124 132 133 134		184492 XXIII	小坦	P/IV.		火川,田,亏	PTUALSD
申込者	099:101:109:13	21 124 192 199 194	150 150	·					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
登記上本店所在地	屋10121011 東	京都新宿区一丁目:	基 3 号						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
実際の本店所在地(※)			Ų.						<u> </u>
A SHIP TO SHIP TO SHIP TO SHIP TO SHIP	ゼロイチテスト		田本ワ	7		i			
商号又は名称	株式会社の1テ	スト		_				-	
代表者	テスト ハナコ		<u>-</u>		変更	(申請)	を行うた	.びに、尾	履歴が記載される。
代理人			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
所在地	〒111-1111 東	京都新宿区一丁目:	[番1号						
代理人の所属部署	代理所属部署							•	
役職及び氏名	代理役職 代理	続							• .
注「実際の本店所在地	かり登記上土のが	在地」と異なる場合	は、契約書及び	油品書その他の	東京都	に提出する	る書類には「	実際の本店	所在地」を記載します。
E 更の履歴	-						•		
承認日		事 項				変	更内	容	
									
	1.								
	<u> </u>								*
	1	1`							
	,						÷		
							- /	印鑑証明	書については、印鑑証明
							\neg	そのもの	に内容変更がない限り、
									(変更の履歴記載の)受付
	4.7.3	-					- 1		
								票に貼り	直す必要はない。
	1							例えば、	担当者名のみが変更とな
		;						った場合	、従前の受付票(印鑑記
審査及び一部取消の3	[格適用日は、承認	日とは異なりますの)で、「入札参加	资格審查结果;	【告哦』	をご確認	()/		「済みのもの)に新しい。
	- Age		<u>85</u> .			· ·	/		The second second
実 印		代理人印	代理ズベ	の委任事項				付票を重	ねて提示すれば有効とみ
			1 見精	り及び入札につ	N.E		\wedge	なす。	
			2 契約	こ関すること		/	#-#- 12 4 (*O.E.)		
			1 3 保証的	全又は保証物の 全の請求及び領	יניונים געעני	∕Vii	ままる でいまり ままま ままま ままま ひまま しょう かんりょう かんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	(F-24 C	·
	· ·		5 支払	明のきた利札の	X	が観点で	51/1C		
	·	• .	6 競争	明のきた利札の 人札参加資格	10.7	ነ ፕ	and the second		
•				//		. ^			•
·						and the second	erit i		

お手持ちの党付票の党付票管理番号が、電子調達システムで表示される最多(党付票の党付票管理番号と同一になっているかご確認ください。

「実印」部に押印した印鑑の印鑑受益証明書を裏面に貼付してください。印鑑登録証明書の貼付のない受付票は無効となります。

(文字の使用について) ・電子訓達システムでは、JIS第一水準、第二水準の発園内の文字を使用しています。

なお、JIS第一水準、第二水準の範囲外の文字(外字を含む。)は、JIS第一水準、第二水準の範囲内の文字であって、かつ、「氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する「識字格字・正字一覧表」について(平成18年10月14日法務者民-第2842号民事局長遺迹)」に従い置き換えられた文字で表記しています。また、該当する置き換え用の文字がない場合には、ひらがな又はカタカナで表記しています。

したがって、文字の表記が受付票と表面の印鑑証明書とで異なるときは、印鑑証明書で表記を確認してください。

〒111-1111

東京都新宿区西新宿二丁目8番地1号

株式会社〇〇〇〇〇 殿

変更があった場合は変更後の内容が表示(変更申請承認の翌日以降)

東京都財務局長 東京都交通局長 東京都水道局長 東京都下水道局長

公印省内

再審査があっ た場合に表示

競争入札参加資格審查結果通知書

(再審査)

平成29・30年度の東京都物品買入れ等競争入札参加資格審査申請について審査の結果、 下記のとおり決定したので通知します。

野 再審査があった場合は再 審査の適用日が表示

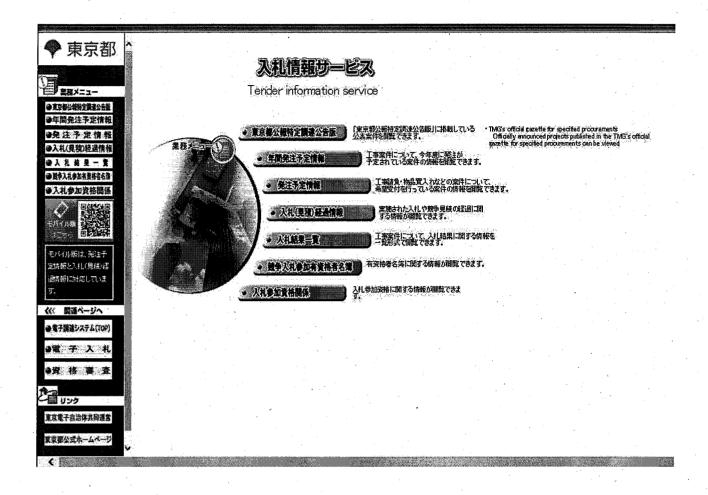
				<u> </u>	,
	MH43L		JAMES FLO		*calvare
	スツ番号	平(夏/4)	/ 風が平ガロ	· \	'14 <i>XXX</i> 222X
	*****		· Talendar Die		m-#AI/TADAIR
	Zaaaaaa	· 94 92 75 1	* ************************************	1	平成初至8月初日
3	\				***************************************

Ufine	申請當案種目名	AB3-Y	等級順位
001	文房具事務用品・図書	01,07,08	A-0000-89
904	事務機器·情報处理用機器	05,06,10	A-0000-00
/027	油色发 料	01,02,04,05,08	A-0000-00
(090 .	その他の物品	01,02,04,07	A-0000-00
10	道路,公園等管理	01,02,03	A-0000-00
190	その他の実務委託等	01,98	A-0000-00
201	ライフライン	01	0004-60
			再審査があった場合は 再審査後の内容が表示
	中小企業基本法第二条による分		
	(物品)中小企業/(委託)--		

- (説明) 1 この資格は「適用年月日」標に記載の日から適用となります。
 - 2 東京都から申請内容を証明する書面等の提示又は提出を求められた場合は、逐漸なく提示又は提出してください。
 - 3 不渡手形の発行、民事再生手携の開始等の経営不振または許認可の不備等に該当する事由がある場合、東京都から通知なく指名制限を受けることがあります。
 - 4 申請内容に虚偽があったことが判明した場合は、競争入札参加資格を取り消すことがあります。
 - 5 申請内容については、その内容の全部または一部を公表することがあります。
 - 6 審査結果通知書は、再審査申請や資格取清申請により内容更新されます。通用年月日がその都度新しくなるので確認して ください。
 - 7 あて名は、所在地や商号名称の変更申請をしたときは、申請承認の翌日から変更後の内容に更新されます。 所在地および商号又は名称の変更申請を行ったにも関わらず、あて名(当帳票の上部)が変更申請前の状態の場合は、変 更申請が承認されていない、または、変更申請の申請内容が反映される前の状態です。 変更申請が承認された次の日に、当帳票を再度出力し確認してください。
 - 8 等級単位については、流格審査申請の手引の「等級単位の決定方法」をご確認ください。

審査結果通知をダウンロードした年月日が表示

出力日付:平成28年4月1日





財務局経理部契約第二課長

適正な営業種目での発注について

平成 29・30 年度の東京都物品買入れ等競争入札参加資格において、営業種目 133 「樹木・緑地等保護」が新設されました。本営業種目に係る入札参加条件の設定につきましては、下記のとおりとします。

おって、貴局等所属の所等に対しても周知をお願いします。

記

- 1 営業種目 110「道路・公園等管理」(以下「道路・公園等管理」という。)及び営業種目 133「樹木・緑地等保護」(以下「樹木・緑地等保護」という。)の主な業務内容
 - (1) 道路・公園等管理
 - ア 道路、河川及び公園の清掃
 - イ 道路巡回点検
 - ウ 樹木等の保護・育成を目的としない草刈、除草等(入札参加資格の登録に当 たっては、建設業法における造園工事業の許可を必要としない。)
 - (2) 樹木・緑地等保護

樹木等の保護・育成を目的とする草刈、除草、剪定、植栽管理及び緑地保護(入札参加資格の登録に当たり、造園工事業の許可を必要とする。)

- ※上記のとおり、造園業に関して「樹木・緑地等保護」は「道路・公園等管理」に比べて専門性が高いため、その登録事業者は「道路・公園等管理」で発注する草刈等の業務も履行が可能と考えられます。
- 2 道路・公園等管理で発注する草刈等について

1のとおり、上記の営業種目の主な業務内容を挙げましたが、「道路・公園等管理」で発注する業務の履行可能な事業者において、当該営業種目の入札参加資格を登録していないケースが多く見られています。そのため、樹木等の保護・育成を目的としない草刈<u>委託等を発注する場合には、「道路・公園等管理」だけでなく、「樹木・緑地等保護」に</u>つきましても営業種目として設定するよう取扱いをお願いします。

3 建設業法における造園工事業の許可を必要とする高度な樹木保護・育成等の業務委託 について

建設業法における造園工事業の許可を有する事業者の中には、「道路・公園等管理」の 入札参加資格を登録し、「樹木・緑地等保護」の資格登録を行わなかった事業者が見受け られます。こうした事業者は、造園業に関して高度な技術を必要とする案件について、 履行が可能と考えられます。

このように、「樹木・緑地等保護」で発注する案件のうち、造園工事業の許可を有する 者であれば履行可能と判断されるものについては、「道路・公園等管理」の有資格者で、 かつ造園工事業の許可を持つ事業者も希望申請が可能となるよう、要件を設定してくだ さい。

なお、2及び3は平成30年度までの経過措置とします。該当する主な案件名ごとの営業種目につきましては、別紙「営業種目110・133で発注する案件の取扱い」をご参照ください。

4 物品買入れ等競争入札における適正な営業種目の設定について

これまで各局等で発注された案件において、仕様内容に対して営業種目が適正に設定されていない場合が見受けられます。また、「道路・公園等管理」及び「樹木・緑地等保護」のほかにも、今年度から新設及び統合等により変更した営業種目・取扱品目もございます。

案件の発注に当たっては、「東京都物品買入れ等競争入札参加資格平成 29 年度用随時受付申請の手引」中の「営業種目・取扱品目新旧一覧表」をご確認の上、適正な営業種目を設定いただきますようご協力をお願いいたします。

(営業種目・取扱品目新旧一覧表

https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/qer/index.jsp)

※上記の内容につきまして、ご不明な点等がありましたら、各局等の契約担当を通じて、 下記のところまでお問い合わせください。

問合せ先

(営業種目 110 及び 133 に関すること) 財務局経理部契約第二課 契約担当 有海・久保・小松 電 話 03-5388-2636 内線 26-226~228 ※その他の営業種目につきましては、財務局 契約第二課の各種目の担当にお問い合わ せください。

営業種目110・133で発注する案件の取扱い

出 製 業 過 迅 装	110 道路・公園等管理 (取扱品目指定なし) 又は 133 樹木・緑地等保護 (取扱品目指定なし)	133 樹木・緑地等保護 (取扱品目指定なし) 又は 110 道路・公園等管理 (取扱品目指定なし) 十 希望申請要件:造園工事業の許可
発注案件 樹木等の保護・育成を目的としない除草・草刈等の業務委託	5な件名) 00草刈委託 00除草委託	造関工事業の計可を必要とする自成等の業務委託(主な件名)〇〇剪定委託〇〇植栽管理委託〇〇緑地保護管理委託

※上記の内容は、平成30年度までの経過措置とします。